

参考資料

【参考資料1】用語説明

インフラ施設	市が保有する公共施設等のうち、道路・橋梁、上下水道等の社会基盤施設のことで、これらに付随する浄水場や配水場等の建物施設も含む。
維持管理費	施設・設備の清掃や点検保守等に係る業務委託料、光熱水費、燃料費、修繕費・改修費など、施設の維持管理に要する直接的な経費を示す。
運営費	正規職員・臨時職員等の人件費や指定管理料など、事業の運営に要する経費を示す。
法定耐用年数	施設またはその部分が使用に耐えなくなるまでの年数を「耐用年数」といい、財務省令によって定められた減価償却のための税法上の耐用年数のことを「法定耐用年数」という。
市民1人当たりのコスト	各施設の支出合計（維持管理費・運営費）をもとに、各年度（平成24年度から平成26年度）の4月1日現在の人口の平均で除することで算出する。
更新	既存の公共施設等（社会基盤施設・公共建築物）の再整備や建替えのこと。
更新費	既存の公共施設等（社会基盤施設・公共建築物）の再整備や建替えに要する経費を示す。
指定管理者制度	平成15年9月の地方自治法改正により導入された制度で、これまでは公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を、民間企業やNPO法人なども含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。 この制度の活用により、民間企業やNPO法人などがもつ様々なノウハウを公の施設の管理運営に活用し、市民サービスの向上と経費の縮減を図ることが期待されている。 なお、指定管理者制度を導入しても、公の施設の設置目的は変わるものではなく、市には施設の設置者としての責任があるため、指定管理者に施設の管理運営を委ねた後も、指定管理者が管理運営を適切に行っているかチェックしていく必要がある。
稼働率	各施設が提供する貸室等の年間の提供区分総数に対する利用区分総数の割合を示す。 （例：1日3区分（午前・午後・夜間）提供で年間300日開館している貸室等が、年間540区分利用されている場合は、稼働率60%（540区分／（3区分×300日））となる。）
投資額	公共施設等（社会基盤施設・公共建築物）の新設及び再整備・建替えに要する経費（建設工事費）を示す。

本庄市インフラ白書

(平成28年3月発行)

発行：本庄市企画財政部企画課

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3

TEL：0495-25-1111（代表）

FAX：0495-21-8499

URL：<http://www.city.honjo.lg.jp/>





本庄市マスコット

はにぼん